

第9回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

日 時 平成31年3月26日（火）

時 間 午前9時30分～午前11時30分

場 所 ラピタウェディングパレス

～会議録～

○持田防災安全担当部長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第9回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を開催させていただきます。私は出雲市防災安全担当部長をしております持田と申します。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議はお手元の次第に従いまして進めさせていただきます。各説明者の説明の後、質疑の時間をお取りいたしますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、本日の会議は公開とさせていただいております。また会議録作成のため、録音及び市ホームページでの掲載についても、あらかじめご了承くださいますようお願いをいたします。会議中の携帯電話の使用につきましても、ご配慮いただきますように重ねてお願いをいたします。

それでは初めに、会長であります長岡市長が挨拶申し上げます。

○長岡市長（会長） 皆様、おはようございます。当協議会会長を務めております、出雲市長の長岡でございます。9回目を迎えます協議会、ご案内いたしましたところ、年度末、大変それぞれお忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、国内及び島根の原子力発電所の状況について少しお話をさせていただきますが、現在、国内では9基の原発が再稼働をしております。そのほか、柏崎刈羽原発など6基が適合性審査を終了している状況でございます。ここ島根におきましては、島

根原発2号機、現在審査中でございます。先般2月には長らくストップしておりました設備関係の審査も再開され、少しずつ審査が進展しているようでございます。さらに、昨年8月には3号機も新規制基準への適合性申請を提出されたところであります。引き続き2号機、3号機の審査状況を注視していく考えでございます。

また、1号機につきましては、廃止措置が進められているところでございまして、今後も使用済核燃料の取り扱い、あるいは解体に伴う放射性物質の処理等、安全かつ確実な廃止措置が実施されるよう適宜確認していくことが重要と考えているところでございます。

こうした中、出雲市としては出雲市原子力発電所環境安全対策協議会や原子力安全顧問会議を設置しているところであります。こうした会議で市内各団体の皆様や専門家の皆様から原子力発電所の安全性や市の防災体制に対するご意見をいただき、適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、本日の協議会でございますが、島根県原子力環境センターから佐川センター長がお越しでございますが、環境放射線等調査結果について説明、報告をいただける予定としております。また、中国電力からは岩崎本部長、また長谷川副本部長にお出掛けいただいておりますけれども、1号機の廃止措置の状況について、また、島根原発2号機、3号機の適合性審査の現在の状況等について報告いただく予定としております。その後、事務局から出雲市の原子力防災の取り組みについてもご説明させていただきたいと考えております。

限られた時間ではございますけれども、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜り、実り多い会議としたいと考えております。以上、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○持田防災安全担当部長　それでは会議に入ります前に、委員のご紹介及び委員の交代についてご報告をさせていただきます。

前回の会議開催以降1名の委員の方が交代をされております。受付でお配りいたし

ました席次表の裏の委員名簿に記載しておりますので、これをもって紹介に代えさせていただきます。

続きまして、本日の会議で説明、報告をしていただく方をご紹介します。

初めに、島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果の概要について報告をしていただきます、島根県原子力環境センター センター長、佐川竜也様です。

○佐川センター長 よろしく願いいたします。

○持田防災安全担当部長 次に、島根原子力発電所関係について説明をしていただきます、中国電力株式会社取締役常務執行役員島根原子力本部長、岩崎昭正様です。

○中国電力岩崎本部長 岩崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○持田防災安全担当部長 同じく、島根原子力本部副本部長、長谷川千晃様です。

○中国電力長谷川副本部長 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○持田防災安全担当部長 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1「島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果の概要」、資料2「島根原子力発電所1号機廃止措置状況について」、資料3「島根原子力発電所2号機及び3号機新規制基準への適合性審査の状況について」、資料4「出雲市の原子力防災の取組状況について」の以上でございます。

資料につきましては、委員の皆様事前に送付をさせていただいております。本日持参いただくようお願いしたところでございます。もし、お手元にない資料がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議に入らせていただきます。議長は、協議会設置要綱第5項の規定に基づき、会長である市長をお願いいたします。

○長岡市長（会長） それでは、議長として会議を進めさせていただきます。ご協力よろしくお願い致します。

次第3のほうに入りたいと思います。

次第3（1）島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果の概要について、島根県

原子力環境センターの佐川センター長様から説明、報告をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○佐川センター長 島根県原子力環境センターの佐川と申します。

これから発電所周辺の環境放射線調査の概要についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

使う資料としましては、最初の資料1とお手元にございますパンフレット「島根県原子力環境センター」、こちらの2つの資料でご説明させていただきます。

初めに説明に入ります前に、どういった調査を行っているかといいますと大きく分けて2つございます。

1つが、発電所からの放射線や放射性物質による影響を調べるためのもの、もう一つが発電所から排出されます温排水がその周辺海域に及ぼす影響について行うもの、この2つについて行っております。これを島根県と中国電力と役割分担をして実施している状況でございます。

調査結果の説明に入らせていただきますけれども、初めに、調査地点、どういったところで調査しているかということについてご説明させていただきます。

資料1の終わりの2枚が調査地点の概要ですけれども、放射線の調査に関しましてはこちらのパンフレットのほうがわかりやすいかと思っておりますので、パンフレットのほうでこういった調査地点でどういった調査をしているかということをご説明させていただきます。

放射線や放射性物質の調査については、1つは放射線に関する調査ということで、パンフレットを開いていただきますと、左側のほうに空間放射線調査というふうに書いてございます。島根県のほうでは24時間休みなく連続で測定して監視をしておりますけれども、このパンフレットの測定地点図の右側のほうに3枚写真がございます。こういった測定局というのを設けまして、こちらのほうで24時間連続測定を行っている状況でございます。

測定地点につきましては、ここのパンフレットの空間放射線測定地点図ということを書いてありますけれども、発電所周辺30キロ圏内で24局設けて測定を行っております。出雲市でいいますと、出雲市役所の西側の駐車場のほうに測定局が1つ設けられておりまして、そちらのほうで平常時につきましては監視している状況でございます。

空間の放射線につきましてはそれ以外にも、今の測定局写真の横に写真が3つほどございますけれども、空間放射線積算線量という、本日も結果報告させていただくのですが、こちらについても測定を行っております。空間放射線量につきましては、常に24時間測定して、その結果をリアルタイムで皆様のほうに提供させていただいております。その提供に当たっては、先ほどの測定地点図の下に、環境放射線情報システムという図がありますけれども、これをセンター内に設置しましてそこで集中監視して、そこからインターネットでの公表や県庁とか出雲市役所に大型ディスプレイがありますが、そちらのほうで結果を報告させていただいております。

あとは先ほど、空間放射線積算線量というお話をしましたが、これにつきましては実際の測定局や測定局の周辺に写真にありますような素子というものを置いて、一定期間、島根県では3カ月間置いて、そこでどれだけ放射線量があったかという、リアルタイムではなくて一定期間の放射線量を測定していますけれども、これを16カ所で実際に調査を行っている状況でございます。以上が空間放射線の調査地点に関するところでございます。

もう一つが、放射線等に関する調査の中でやっています、環境試料中の放射能の調査ということで、発電所の周辺、大体、おおむね10km程度の範囲、パンフレットでいいましたら右側半分のほうになりますけれども、こちらのほうで農畜産物や海産物、あと土壌、水、浮遊じんといえますか大気中のほこりですね、こういったものを採取して実験室に持ち帰って測定を行っております。

具体的にどういった地点でやっているかといえますと、その下のほうに環境試料採

取地点図ということで陸上というふうに書いてございますけれども、こちらに書いてある内容で行っております。

図の中の赤い印が島根原子力発電所ですけれども、その周辺で行ってございまして、例えば陸上といいましたら土壌ですね、片句とか発電所の左側に佐陀宮内というのがありますけれども、そういったところとか南講武で行い、あとは大気中の浮遊しているほこりとかそういったものにつきましては古浦とか西浜佐陀、東側の御津の方で行っています。それ以外にも松葉とか大根、ホウレンソウ、キャベツ、精米、お茶、茶葉ですね、そちらについては発電所周辺で根連木とか御津とか図が書いてありますけれども、そういったところで行っております。

その他の原乳、また池水ということで水のほうの試料についても調査を行っております。一番下、水道原水ということで、この図の中には書いていないですけれども、この図の南側のほうに忌部浄水場というのがございまして、そちらのほうで水道原水の調査を行っております。

また、海域につきましてはその右側のほうに図が小さくなりますが、発電所の放水口付近を中心に行ってございまして、実際、海水とか海底の土、またサザエとかムラサキガイとかアラメ、ワカメ、あとはカサゴ、ナマコといった海産生物の調査を行っております。これらについては、調査の流れということで写真が載っているのですけれども、実際に採取した試料をセンターに持ち帰りまして、水とか松葉とか野菜とかは乾燥させたり、灰にして容積を小さくして、測定をするということになっております。

もう一つ、温排水の調査のことを申し上げましたけれども、こちらについては、資料1の最後のページになりますけれども、発電所の北側の海域のほうで、平面的にはこういった範囲での地点で測定をしております。こういった地点で実際、海の中の水温を測るために装置を降ろしていきまして、水深が深いところまで測定して、水温を調査したりしております。調査地点と調査方法につきましては以上です。

結果についてご説明させていただきたいと思っております。

資料の最初に戻りまして、1枚目をはぐっていただきまして、見開きになりますが、最初に空間放射線量率の調査結果についてご説明させていただきます。

この結果は、先ほどご説明しました24時間連続で測定している測定局での測定結果になります。このグラフの見方ですけれども、1ページ目の右寄りのほうに凡例を示しておりまして、赤丸がその地点のその月の平均値で、その黒い印といいますのが、その一月の間で2分値という一つの測定スパンで測定しているのですけれども、その最高・最低の値に当たります。要は、これでどのぐらい変動しているかというのがわかるようになっております。あとは、グラフの中に点線が書いてありますけれども、こちらのほうは平常の変動幅と書いてございまして、どういったものかと言いますと、測定結果を評価する上で使うものでございます。空間の放射線量率というのは自然の放射線もありますので、当然ゼロにはならない状況でございますので、概ね一定の範囲で変動している状況でございます。その変動の範囲を**実際に測定した結果から統計的に求めて**、大体、このぐらいの範囲に落ちつくだろうと求めた値の上限というのがその点線になります。この点線を越えたときには、どういった原因で越えたのかというのをセンターのほうで調査するというような体制になっております。

グラフのほうを見ていただきますと、24地点、地点ごとでその地点の状況というのは違いますので、値はばらついてはいますけれども平均値でいいましたら赤丸のほうですね、こちらでいいましたら大体20ぐらいから50ぐらいのところの値になっております。2分値の変動によりますと、一番高いところで一番左上、西浜佐陀なんですけれども、こちらの2月で120弱という値を記録しています。点線の平常の変動幅というのを超えておりまして、そういった平常の変動幅を超えている地点というのは、全ての地点で超えている状況が特に2月、9月というのが全地点で超えておりますけれども、見てわかるかと思えます。

出雲のほうで見ましたら、右側のページの下から2番目、平均値で言いましたら、幅で大体20から40の間、2分値の変動で見ますと、2月とか9月で80弱、平常

の変動幅というものを超えている状況でございます。

こういったことがございましたので、実際にどういった原因で基準を超えたのかというのは調査をしたのですけれども、原因としては雨で、雨が降ると、自然の放射性の物質が降りてきまして、そうすると地上で観測している放射線量率が上昇しますけれども、そういったことが要因でございまして、発電所による影響というのは今回の平成30年1月から12月までの結果については認められなかった状況でございます。

次のページを開いていただきまして、左側の図ですね、空間放射線積算線量ということで、一定期間、3カ月間、どれぐらい放射線量があったかというのを調べた調査ですけれども、これについてご説明させていただきます。

これについては3カ月間ということで、1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月ということで調査をしていますけれども、青いほうが島根県で測定した結果、赤いほうが中国電力のほうで測定した結果になっております。両方がある地点というのが、お互いが同じ場所で測定をしまして、互いのデータをチェックするということを行っております。データを見ていただきますと、概ね一致しております。データの信頼性としては十分あるのではないかと考えております。

これについての調査結果を見ますと、大部分のところでは平常の変動幅よりも低い、もしくはその同程度の値になっているのですけれども、一部の地点、御津、古浦ですが、4月から6月のところで超過しているところがございます。これについては詳しく調査しましたけれども、自然核種の変動ということで発電所による影響というのは認められなかった状況でございます。

次のページですが、環境試料中の放射能ということで、センターのほうに持ちかえって分析して求める試料の放射能ですけれども、これについても、発電所に由来する人工の放射性核種が出ているか出ていないかということで調査を行っております。左側のほうがγ線放射性核種ということ、右側のほうがそれ以外の核種ということでここでは分けて、分析の都合上分けて結果を報告させていただいております。

γ線の放射性核種としまして、上のほうに小さい字で大変見づらくて申し訳ないですけれども、元素記号で書いてありますが、マンガンとか鉄とかよくお聞きになられたことはあると思いますが、セシウムとかヨウ素ですね、そういったものについて調査を行っております。こちらのほうにつきましては、実際測定して結果として出たものはセシウム-137と呼ばれるもの、これについては検出されたのですが、それ以外についてはヨウ素を含めて検出はされなかった状況です。この表の中にアルファベットでNDと書いてありますがけれども、これについては測定器では測れないレベル、検出下限値未満と言いますけれども、そういった測れなかったレベルであったということで認識いただければと思います。実際、検出されたのがセシウム-137のほうで海水とか松葉、カサゴ、アラメ、陸土、土壌ですね、こういったところで検出されて、これについても詳しく内容を調べまして、結果としてはこの表の上のほうに書いてあるのですけれども、過去の大気圏内で核実験とかがあったのですけれども、そういったものによる微量な放射能が検出された結果で、原子力発電所による影響というのは今回の調査では認められなかった状況です。

この表の右側、それ以外の放射性核種ということでトリチウム、ストロンチウムというものを調べているのですけれども、ストロンチウムにつきましても海水とか松葉、茶、陸土、お茶のほうでは検出はされたのですけれども、これについても詳しく調査した結果、過去の大気圏内の核実験によるものということで発電所の影響というのは認められなかった状況です。

もう一つの、トリチウムということで、これについては発電所ばかりでなくて自然界からも出るものでございまして、海水とか池水、大気水ということで、大気中の水蒸気ですけれども、そういった中にどれぐらい入っているかというのを調査しまして、池水と大気水のほうで認められたのですけれども、これらについても詳しく調査した結果、自然核種によるものであるということで評価しております。

以上が放射性物質と放射線に関する調査の結果でございます。

もう一つの結果で、温排水の調査結果というものが次のページになります。

こちらについても、最初のほうでご説明させていただきました、たくさんの平面地点と水深の深いところまで調査を行っているのですけれども、ここでは格子状定線ということで、一部の結果についての概要をお知らせします。

評価の仕方につきましては、温排水の影響が及ばないと考えられます地点を、その地点の水温を基準水温としまして、それと比較して調査地点の温度が上がっているか上がっていないかということ調べたものでございます。図のほうが小さくて大変見にくくて分かりにくいですが、右上のほうに凡例がございまして、基準水温より1度高いとか2度高いとか3度高いとか、色がだんだん濃くなっていますけれども、調査結果としましては平成30年の第1、2四半期、右側のほう午後に調査を行ったもの、5月30日に調査を行ったものと、7月に調査を行ったもので若干1度以上高い水温の領域というのが観測されております。これについても詳しく調査を行いました結果、その原因としては、こういった観測地点の外側から入ってきた海水の影響を受けているということが評価されまして、発電所の影響というのは認められなかったという評価になっております。現在、発電所のほうは発電しておりませんので、炉稼働に伴う温排水というのはない状況ということでございまして、影響が認められていないというのは妥当な結果だと思っております。以上が、平成30年1月から12月までの調査結果でございます。

最後に、来年の平成31年の調査計画につきましては、実は、今年度の4月にこういった平常時調査を行うための指針、こういった方向で進めますよという指針というのが原子力規制庁のほうから出まして、それに基づいて、その内容に合うように見直しを行って、来年度調査を行う予定にしております。

内容としては環境試料の中の対象となる核種を追加したりとか、大気粉塵、大気中のほこりについて監視・強化を進めていくこと。積算線量測定ですけれども、これについては指針の中では参考値扱いするということが一つございましたのと、もう一つ

は、もともとの積算線量を測定していましたが、連続監視するような測定器がなかったのですけれども、福島事故等がございまして、それが契機になって24時間監視する測定器を設置するようになりまして、同じようなところで測定している、要は二重測定の状態になっているというところで、積算線量について、来年度以降は廃止するという調査計画になっております。ただ、発電所からの影響が見られたときは、そういった測定局でどれだけ放射線量があったかというのは評価することはできませんので、監視体制としては十分にあるものと認識しております。私のほうからは以上でございます。

○長岡市長（会長） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、質疑がおありの方は、質疑をお願いしたいと思います。何かございませんか。どうぞ。

○川光委員 出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議の川光と申します。簡単な質問で申しわけないですが、温排水調査結果の基準水温というのほどのように決められるか教えていただきたいと思っております。

○佐川センター長 発電所の排水の影響がないだろうということで、もともと発電所をつくられるときに環境影響調査等を行っておりまして、それに沿ってどの範囲で影響あるだろうということで。そういったことがない、もっと外側の地点で水温を測定しまして、それを発電所の影響がないということで基準点としている状況でございます。

○川光委員 ありがとうございます。

○長岡市長（会長） 他にはございませんか。なければ私からよろしいですか。

モニタリングポスト等を配置してある中で、島根県内の話はわかりましたが、境港、米子当たりの設置状況と仮にそこに配置してあるとすれば、そこからのデータというのは環境センターのほうへ全て報告されているかと、その連携の仕方について。

○佐川センター長 鳥取県のほうには固定測定局としては2地点ございます。同じ

ように24時間測定している状況でございます。データにつきましては今回お示ししてはございませんけれども、当然鳥取県の監視センターともやり取りはしております、値については常時連絡を取り合っているようになっている状況でございます。

○長岡市長（会長） 他にないようございましたら、次の項目に移りたいと思います。

続いて次第3（2）、①「島根原子力発電所1号機廃止措置状況について」、並びに②のほうの、「島根原子力発電所2号機及び3号機新規規制基準への適合性審査の状況について」を一括して、中国電力のほうから説明をお願いします。

○中国電力岩崎本部長 失礼いたします。改めまして、中国電力の岩崎でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第9回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会にお呼びいただきまして、誠にありがとうございます。また、協議会並びに執行部の皆様には平素から当社事業運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本日は島根原子力発電所の最近の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

冒頭、長岡市長のほうからお話もございましたけれども、1号機につきましては平成29年7月に廃止措置いわゆる廃炉作業を開始いたしまして、現在は放射線物質の汚染のない設備の解体撤去作業を実施しているところでございます。

また、2号機につきましては、平成25年12月の適合性審査の申請以降、これまでに102回の審査会合が行われております。昨年9月には、発電所の敷地への浸水対策を講じる上で重要なパラメーターとなります基準津波につきまして、原子力規制委員会から概ね妥当であるという評価をいただきました。また、先般、2月5日の審査会合からは、設備関係の審査も再開をされたところでございます。

3号機につきましては、昨年の8月10日に適合性審査申請を行いまして、同年の9月4日に初回の審査会合が行われました。私どもといたしましては、引き続き審査に適切に対応するとともに、地域の皆様にできるだけわかりやすく丁寧にお知らせし

てまいる所存でございます。

それでは、副本部長の長谷川から詳しくご説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中国電力長谷川副本部長　それでは、長谷川のほうからご説明をいたします。

まずは、1号機の廃止措置の状況につきまして資料2、お手元にもございますけれども、このスクリーンをご覧いただければと思います。

今、本部長が申しましたように、3基の原子力発電所が島根に、当社にはございませんけれども、まずはこの1号機、廃止措置の状況でございます。ご覧のように、1号機は昭和49年の運転開始、出力は46万キロ、当時の標準型でございますけれども、この3基、いずれも沸騰水型、東京電力と同じ炉型でございます。

私どもの1号機は、実はこの終了の1年前に40年の満了を迎えております。新しい、福島第一原子力発電所の事故以降の新規制では40年が1つの運転期限ということでございますので、それを踏まえて廃炉を判断したわけでございます。現在も、先ほど申しましたとおりの作業中でございます。

一方、最近、このクラスの発電所、他社も廃炉を決定してございますけれども、その中には40年を待たずに廃炉を判断するプラントもある状況でございます。

廃炉の作業でございますけれども、ご説明してきたかと思いますが、当社の場合は総工期を30年、これを4つに区切ってございます。6年あとは8年ずつということでございます。現在はこの第1期の工期にございますけれども、大きなイベントとしてはこの2期工事まで。今、プラントの中にごございます使い終わった燃料をしっかりと所定の再処理工場のほうへ持ち出していくと、これが大きな作業かと思っております。最終的にはご覧のように更地まで解体をしていく予定でございます。

こちらは、そこまでの経緯でございますけれども、最初に平成28年の4月、この出雲市の皆様を含めて安全協定に基づく対応をお願いしてございます。その後、出雲市を含めてご了解をいただき、国の審査が終了、この赤文字の2つが前回の安全対策

協議会以降の工事でございます。1つは新燃料の搬出、もう一つは、放射性物質を使っておりませんでした施設の解体着手でございます。写真でご覧いただきたいと思いますけれども、こちらが新燃料の解体の状況でございます。92体、全く使っていない状態の燃料がございましたので、これをつくっていただきましたメーカーのほうへ送り返しております。また、こちらが最初に始めました設備の解体の状況でございます。この設備は、窒素ガス発生装置と申しまして、原子炉格納容器内での水素爆発等を防止するために、運転中、窒素を封入してございますけれども、その窒素の発生装置の解体を昨年12月に行ったものでございます。現状は、プラントの放射性物質の付着状況などしっかり調査いたしまして、今後、効率的に被ばくを防ぐ、あるいは廃棄物を減らす、そして廃棄物を適切に処理する、こういう工事計画を策定しているところでございます。

それでは続いて資料3、島根2号機、3号機の審査状況についてご説明をいたします。

ページをめくっていただきまして、同じく先ほどの表をご覧ください。

これからご説明いたします2号機でございますけれども、1号機から15年後、平成元年2月の運転開始、出力が82万kW、何度も申し上げておりますけれども、ちょうど島根県1県分ぐらいの電気をつくる電気量がございます。こちらは、新しい申請に合格しませんと運転をすることができませんので、既に5年が経過してございますけれども、現在、国の審査を受けてございます。今日はその状況についてご説明をいたします。

こちらでも何度かご説明した、新しい規制の体系でございます。左側が従前の規制、ご覧のように一目瞭然、評価されたものあるいは新規に設置された非常に厳しい規制の中で今、2号の審査が進められております。

ここに記載がございましてけれども、この審査を大きく分けると地震・地盤・津波関係、いわゆる地質関係と申しておりますけれども、そしてもう一つはプラントの設

備関係の大きく2つに分かれています。こちら、ご覧のとおり、現在の進行状況でございます。特に地質の関係、あるいは津波の関係についてはほとんど終わってございますけれども、こちらはほとんど黄色のプラント関係の審査。これ、実は、5年前に審査申請いたしましたけれども、当初は沸騰水型のプラント、共同審査ということで一定のレベルまで審査が進んでございます。しかし、その後、規制委員会の方針といたしまして、集中審査、結果東京電力の柏崎刈羽の6、7号機あるいは、日本原電の東海2号機、こういったものの審査に特化されておりました。ほぼ、その2つのプラントの審査が終了いたしましたので、昨年秋ごろから私どもと、後は東北電力の女川2号機、これが審査の俎上にあがりつつあるという状況でございます。したがって、年明けぐらいからこの津波の関係あるいは地震の関係に加えて、プラントの審査も徐々にではございますけれども、再開されているという状況でございます。

まず、皆様の関心の高い地震の審査でございますけれども、これも何度かご説明してございます。大きく分けると2つの項目から評価がなされます。

1つは実際に原子力発電所の近くにある活断層、これから発生します地震、これを「震源を特定して策定する地震動」と申します。当社の場合は、発電所の南、ほぼ3km弱、2km～3kmのところに東西39kmの宍道断層がございます。これが最も発電所を大きく揺らし得ると考えてございます。

そしてもう一つは、ご承知のように国内でも地震が多発してございます。昨年は島根県でもございました。そんな各地で地震が発生していることを踏まえまして、国内多地点で発生した大きな地震、これをわざわざ島根原子力発電所の真下へ持ってきて、その揺れを評価する。これを「震源を特定せず策定する地震動」、この2つでございます。実際には、今、2000年に起きました鳥取の西部地震あとは北海道の地震を考慮して策定してございます。そんなところから、基準地震動と申しますけれども、島根原子力発電所を襲い得る最大の地震の揺れ、これを決定いたしまして、その後の発電所の耐震設計に反映していく、こういう流れでございます。具体的にはご覧のよ

うに、さらにいろいろな不確定要素を考慮しまして、設計していくわけでございます。工事前、工事後と見ていただくとおわかりになるような非常に頑丈なサポート、こういったものを各種につけてまして、新しい基準地震動にもなおかつ余裕を持たせて耐震性の向上に努めてございます。

結果、今、基準地震動は5波ございます。先ほど言いました、震源を特定して策定する地震動3波、そして震源を特定せず策定する地震動は、先ほど申しました鳥取の西部地震に加えて2004年の北海道の留萌支庁南部地震、これから想定される地震2波をご覧のような波形で評価をするということをしてございます。これは、実は、基準地震動の年超過確率と申しまして、決して決めた基準地震動以上の地震が起こらないというふうに考えているわけではございません。確率的にはその基準地震動を超える、より大きな地震を想定して安全対策を進めるという手法になってございます。

それでは、2号機の審査の最近の状況についてご説明をします。

まずは、基準津波、先ほどは地震でございましたけれども、今度は津波でございませぬ。発電所を襲い得る最大の津波、ご承知のように福島第一原子力発電所の事故は大きな津波が敷地の中に入ってまいりまして、発電所の低い階、低層階に重たい電源設備とか冷却設備を配置してございました。そういったものが津波で浸かってあのような大きな事故を起こしたものでございますから、津波対策と地震対策、これが安全の大きな2本柱でございませぬ。

そして、最初に基準津波のご説明をいたしますけれども、現在は、実は11.6メートルまで基準津波の高さが上がっております。最初、申請した5年前には9.5メートルで申請をいたしました。この9.5メートルの津波の発生源ですけれども、皆様、近いところからとお考えかと思っておりますけれども、実はそうではありませんで、ご覧のような秋田県沖合を想定してございます。これは、このエリアで海底断層が動きますと地震とともに大きな津波が発生します。そして、日本海は割と浅い大和堆というのがございまして、その大和堆で増幅効果がございませぬ。結果、この発電所1号機、2

号機、3号機並んでおりますけれども、輪谷湾、大量の海水を冷却水として取水しますが、ここへ津波が襲来してまいります。その高さが概ねこの高さというふうに認識をしていただければと思います。

一方、実は、発電所前面海域にも海底断層が3つございます。これを厳しめに評価するという意味で、わざわざつなげて連動と言いますけれども、同時に動くという評価と同じく大き目の津波が、ここは近場ですからかなり早い時間で到達いたします。この2つの震源からの津波を評価しております。

申請のときに比べて、なぜ津波の高さが上がったかということはこの図でご説明したいと思います。

この輪谷湾の沖合には、ご覧のような普通の防波堤がございます。これは耐震、原子力発電所に特化したものではございませんので、一般的な冬の波を防ぐものでございます。規制庁のほうから仮にこちらの地震で津波が発生したとき、たまたまですけれども発電所の近傍で、もし別な地震が起きて、この2つの防波堤が壊れてしまったとき、津波の高さが変わるのではないかというご指摘がございました。結果、その詳細評価をいたしましたら、ご覧のように9.5が11.6、約2メートル上昇することがわかりました。これは一例でございますけれども、今の規制庁の審査というのは、厳しい審査、コメントが出てまいりますので、そういった厳しい審査の一つというふうにお考えいただければと思います。そして、結果は、今6つの波を基準津波にしてございます。先ほど申し上げた秋田沖の地震、これもケースによっては到達地点、高さが変わってまいりますので計5波を、そして先ほど申しました前面海域の活断層からくる津波1波、計6波を基準津波として策定して検討を進めているところでございます。ちなみにこの基準津波の審査については、概ね妥当ということでございまして、審査がほとんど終わったという状況でございます。

次にご説明するのは、今度は砂の移動評価でございます。こちらが取水口、これは先ほどの湾の底のほうにございます。ここから海水をとって配管を使いまして、プラ

ントの中に大きなポンプがございますけれども、このポンプで発電所の原子炉とか必要な冷却水を送っていくわけでございます。あるいは復水器といたしまして、タービンの下のほうに大きな冷却装置がございますけれども、こちらから水をとって汲み上げる。仮にこの津波で砂が舞い上がります、ご承知のように、この島根半島沖はあまり砂地の海岸はございません。特に原子力発電所があるあたりは岩盤、岩の層が多ございまして、大きな砂の移動はないと思いますけど、そうはいつでも砂の評価をする必要がございます。この砂が舞い上がりまして取水に影響がないこと、あるいはこのポンプの下の部分に砂が堆積して、ポンプの駆動に支障がないかといったものを評価したものでございます。いずれも問題ないことを説明して、規制庁からご確認をいただいております。

次は、先ほどの地震と同じですけれども、基準津波を上回る大きな津波がくることはないのかと、これを確率で示したものでございます。

まずは、水位上昇ですから押し波の評価でございます。この前面海域には既に海面から15メートル、総延長1.5キロの防波壁、人工物でございますけれども設置が終っております。これを超えるようなことはないのかという評価を行ったわけでございますけれども、いずれもご覧のようにこれが確率曲線でございます。10万分の1から1万分の1程度のという低い確率でございますけれども、この数字を今後の安全設計に活かしていくこととなります。

同じく今度は、水位下降ですから引き波でございます。引き波は先ほど言いましたように、例えば取水口が干上がりますと海水での冷却ができなくなりますから、非常に大きな影響が出てまいります。これも同時に取水口、あるいはポンプの下、こういったところで評価してございますけれども、同じく10万分の1から1千分の1、あるいは1万分の1程度というような数字を規制庁のほうにご報告して、今後の安全審査に活かしていくということになってございます。

一方、ページを先にこちらを見ていただこうと思います。津波の影響というのはま

ずは防波壁を乗り越えて、あるいは護岸を乗り越えて敷地の中に入ってこないか、そして地下を通っています取水口をつたって下のほうから入ってくるケースもございます。さらに、仮に入ってきますと今度は建物、原子炉建物あたりに海水が入ってくると安全に影響を及ぼしますので、今、ここに記載のような防波堤とか防波扉、こういったものを設置してございまして、そういったものでしっかりと津波の影響を防いでいきますという方針をご説明したものでございます。これに対して、1ページ前に戻りますけれども、ご覧のような6項目のコメントが規制委員会から提示されました。今後、当社はこの項目に一つ一つの確にお答えをしていくこととなります。ご覧のとおりいろいろございますけれども、例えば2番目、防波壁端部の地山の取り扱い。1.5キロの防波壁の東西の柱ですね、天然の山とつながってございますので、そういった山の強度は大丈夫ですかというようなご指摘でございます。

また6番目、漂流物。昨日もノルウェーのほうで大型客船が漂流したというニュースがございましたけれども、私たちども発電所の沖合も大型の船が航行いたします。仮に津波で難破したりしますと、今度それが岸のほうに近づいてきますと被害を及ぼすという想定が必要になります。こういったものの妥当性、ご指摘がございましたので、きっちりと今後、お答えをしていく予定でございます。

それでは次は、プラント側の審査の状況をご説明いたします。

昨年の秋口から少しずつ島根の2号機の審査も再開されたと申し上げましたけれども、それに先駆けまして11月にご担当の山中規制委員がご視察になっています。そのときの写真でございます。比較的敷地があまりない、平地がないと聞いていたけれども、しっかりと敷地造成をして構内にレイアウトをされていると、こういったご指摘、感想なども頂戴しております。これは先ほどの表でございますけれども、実はこちら、最新の状況は少し変わっております、この保安電源設備、これがもう実施済みが変わってございます。資料の提出が早かったものですから最新が反映されてございませんので、今後、補足してまいりたいと思います。

それでは、細かい話になりますけれども、ご説明をしてみたいと思います。

まずは、人の不法侵入等の防止。これは当然でございますけれどもテロなども危惧されますから、そういったものに対して、しっかりと対策がなされていることをご説明しております。また、最近是人以外に、いわゆるサイバーテロというものもございます。幸いに、原子力発電所のシステムはほとんどがアナログ、あるいはデジタルのものもスタンドアローンといたしまして、外部とは繋がってございませんけれども、再度そういった防護、物理的防護、人的防護をご説明してございます。大きなコメントをいただいております。

続きまして、誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路でございます。

まず、操作と言えば中央制御室になります。中央制御室の操作盤の配置でございます。真ん中が原子炉、そして安全性の高いものから並べて配置する。これらは、従前からヒューマンエラーを防止する上でも統一をしてございますけれども、再度ご説明をしております。視認性、操作性、特に操作性においてはキーのスイッチ、誤操作防止機能がしっかりとされているかをご説明してございます。色使いとかあるいはロック、そういったものも含めてご説明をしております。特段のコメントはいただいております。

次は、非常灯でございます。通常の照明ももちろんございますけれども、福島第一原子力発電所の事故のように全ての電源が落ちますと、一時、真っ暗になります。そうすると操作、復旧作業に支障が生じますので、今は、いかなる場合も必ず照明が維持できるような対策を進めてございます。ご覧のようなものがございますけれども、これに対しては100ルクスという照度が、他社に比べて若干低くないかというご指摘が出ておりますので、今後そのあたりの説明をしてみたいと思います。

また、安全通路でございますけれども、避難のみならず復旧作業のとき、発電所の中はご承知のように窓がございませんので、本当に停電になると真っ暗になります。そんな中でも非常灯がしっかりつくのかどうか、こういう対応を今、進めてございま

して、例えば、いずれもここにございますけれども、最低、数時間は必ず照明が維持できるような設備をつけてございます。これについても特段のご指摘なく確認をいただいたところございます。

続いて、安全保護回路と言いますけれども、これは原子力発電所に何か事故があったりしたときにしっかりと原子力発電所をとめる、あるいはとまったけれども冷却がまだ不十分で緊急時の冷却設備そういったものを動かす必要があるときに、何よりも優先してそれらが動くようにシステムを構築する必要があるございます。そのご説明をしておりますけれども、これについては特段大きなコメントはございませんでした。一方、記載がございませんけれども、実は主蒸気隔離弁閉運用とって難しいお話しになりますけれども、原子炉からタービンのほうへ蒸気を送りますけれども、そこには何か異常があったときに、蒸気を送ることをやめるための主蒸気隔離弁という大きな隔離弁が1系統に2つずつついてございます。当社は、実は一時、そのタービン側の設備の耐震重要度分類をBクラスからCクラスに見直すに当たって、大きな地震が来ますと、この主蒸気隔離弁を自動的に止まるようなシステムにしたいと規制委員会のほうにご相談をしました。しかしその後、BクラスをCクラスに変更することについて、規制委員会でいろいろ議論を行いましたけれども、従前どおり、Bクラスの耐震設計を維持することにしました。それに伴いまして、一度ご提案をしたMSIV、主蒸気隔離弁の閉運用これも行わないと、このシステムの導入も行わないことを提案しております。それについては別途しっかりと審議をしましょうというご指摘がございました。

次は、原子炉冷却材圧力バウンダリ、難しい言葉ですけれどもカプセルの設備が原子炉、この周りの魔法瓶のようなものが原子炉格納容器でございます。原子炉の一番高い圧力がかかっていまして、原子炉と同じ圧力のかかる水や蒸気が行く部分、ここはしっかりと何かあったら閉じて、その圧力が外へ漏れないようにする必要がございます。この境界をバウンダリと申します。今回、国のほうで少しバウンダリの拡大の

方針が示されましたので、当社はそれに伴いまして従来に加えて4カ所、少しバウンダリが広まりますというご説明をしております。その一つの例がこのようなバルブでございます。原子炉から出て、蒸気あるいは水を外へ持ち出すバルブです。これは2弁ございまして、例えば従前は、この内側のバルブだけは開運用にして外側は閉にするとか、そういうことを今後は2つとも同時に閉にします。そのときに、何か設備的運用などの改良がありますか、変更がありますかという審査でございますけれども、特段ないということでご確認をいただいております。

次は、直流電源の強化でございます。

福島第一原子力発電所の事故のようなことが起きましたので、今の規制では8時間以上はこの直流電源で異常を回避して、早急に交流電源を復旧させる必要がございます。その間をバックアップするバッテリーの強化についてご説明してございますけれども、若干、今後の運用についてコメントが出てございますので、今後の対応、引き続きの審査ということになってまいります。

以上が2号の審査状況でございますけれども、実は、今日は資料には準備してございませんけれども、3月14日、今のご説明内容はほとんど2月の審査会合でございますけれども、3月14日にプラント関係の審査会合がございました。ここでは外部火災の影響評価に関してご説明をしました。山火事等の影響ですけれども、このときは中央制御室の空気、いわゆる火災で、煙が入ってきたりする可能性もございまして、そこを広く、今、私どもは鉱山保安法関係の基準で評価しましたけれども、ほかの法令、労働安全衛生法関係でもしっかりチェックしなさいというご指摘がございました。

あとは、放射線廃棄物の固化材の変更でございます。

おととい、黄色いドラム缶を青森県のほうへ搬出しました。あの中にはセメントが入っておりまして、しっかりと固めて強度を維持してございます。当社の場合、一部、セメントとプラスチックを併用してございます。プラスチックは燃えやすいものでご

ざいまして、今回の規制では難燃物としてそれを使わないことが求められておりますので、そういった変更をご説明しております。

あとは保安電源設備として、今2号機は外部と3つのルートでつながっておりますけれども、こういったものの、いわゆる強靱性をご説明してございます。いずれも特段大きなコメントもなく、終了してございます。

それでは最後に3号機でございます。

3号機は、今度は出力が1号機、2号機合わせたものよりさらに大きい出力でございます。改良型の沸騰水型、昨年6月、この申請に当たりまして皆様にもご説明をしたところでございます。おかげさまで昨年の夏に国のほうへ申請を行いました。その後、秋口に第1回の会合がございました。その際に、規制委員会のほうからコメントがございました。申請をいたしまして、9月4日に初回の審査会合が開催されました。そのときに、2号機の審査内容、特に地震の関係とか津波の関係のデータを3号機の申請書にも反映すべきではないかというご指摘がございました。それを新聞報道等では申請内容に不備があったのではないかという厳しい報道がなされております。しかし、私どもとしては、決して不備があったというふうには考えてございません。現に、申請そのものは受理されております。今後は、規制庁のご指摘のとおり、早期にこの2号機の審査内容、特に地震、津波の関係になろうかと思っておりますけれども、補正という形で反映をしてまいりたいと考えております。

その後、特段3号機の大きな審査は進んでございません。国の審査ルールとして、一つの電力会社、一つのプラントの審査を行うということでございますので、当面は2号機の審査を優先して、その後3号機の審査に移っていくことになろうかと思えます。ただ、実際には何もしていないわけではありません。昨年もご説明しましたけれども、チャンネルボックス、燃料を囲む筒ですけれども、これを耐震性の強い少し厚いものに変更いたします。これは当然、国の審査の対象でございますので、このときに、規制委員会のほうから電力共通の課題であるからしっかりと電力事業者内で調整

をして、トピカルレポートという制度がございます。いろいろな新しい技術を採用するか否か、これを国が審査されるときに使う制度でございます。私ども中国電力1社で行うのではなく、同じくそういった新技術を使いますユーザー、電力会社、メーカー、こういったものが一緒になって、国のほうと調整をしていこうということになってございますので、現在そういった対応を進めているところでございます。

以上、2号機、3号機の審査状況、さらには1号機の廃炉の状況についてご説明をいたしました。ありがとうございました。

○長岡市長（会長） ありがとうございました。

それでは、ただいまの中国電力からの説明について、質疑がおありの方は挙手のうえ、名前をおっしゃってください。間もなくマイクを回しますので、発言をどうぞ。
有田さん。

○有田委員 エネルギー問題県民連絡会の有田といいます、よろしくお願いします。

先ほど、適合性審査のお話をいただきました。感想ですけれども、審査の内容がかかる地震関係、津波の関係、設備関係、これ、毎回こういう報告をされているのだと思いますけれども、この中に、例えば津波関係はあるけれども火山の噴火というようなことはあまり想定されていないのかどうかということと、この項目の中にはありませんが、大事な項目として、使用した後、使用が終わった後の廃棄物について、きちっと企業の責任で処理をするという、これが普通の企業のあり方なんですけれども、原発の場合、使用期間、燃料ではないかもしれませんが、今、廃炉作業が進んでいると聞きました。そういう中でも、最終的に使用したものは責任をもって処理をするという、その関係も審査の対象になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○中国電力長谷川副本部長 お答えいたします。

まず、火山でございますけれども、当然、審査対象になっております。ここにもございますけれども、端的に言いますと火山の審査は今回強化された一つの大きな項目でございます。具体的に私どものプラントの想定火山影響でございますけれども、大

山と三瓶山を対象にしてございます。2つの火山は、以前は休火山という定義がございまして、活動性は低いと思われておりますが、今は火山は、死火山か活火山、2つのどちらかという定義になっておりますので、いずれの火山も活火山、今後まだ活動し得るという想定がなされております。そこから噴火してまいりますと、火山灰が発電所に降ってまいりますので、今、火山灰の層厚、いわゆる降ってきたときの厚みですけれども、三瓶で35センチ、大山が30センチで評価をしております。当然、いろいろな影響が出てまいりまして、まずは建物にその火山灰が乗りますから、荷重がかかって場合によっては強度不足も懸念されます。しかしながら、現状はこの火山灰の重みに全ての発電所の設備が耐え得ると考えてございます。なおかつ、厳しめの要件として、そこに重畳として雪も積もっていることを想定しております。雪も確か1メートルぐらい、最近そんなに積もりませんが、雪の重さと火山灰の重さがかかっても問題ないこと、こういう評価をしております。また火山灰はもちろん荷重以外にも舞いますと、例えば、その火山灰が非常用のディーゼル発電機の吸気口に入ってきて、運転ができなくなってしまう、こういうことも当然想定されます。あるいは、建物の中に入ってきますと、いろいろな影響も懸念されますので、今、火山灰がプラントの中に入ってこないような特殊なフィルターといたしまししょうか、そういったものをつける作業、これも2号機を今中心に進めてございます。

ほかにもございますけれども、自然現象の竜巻も100メートル毎秒という非常に大きな竜巻の強さで今、対策を進めたりしているところでございます。

次の廃棄物ですけれども、もちろん、元々つくる時に2号機、3号機、共に設置変更許可を出しており、その中に当然廃棄物を適切に処理することも審査の対象でございます。ただ、今回の福島第一原子力発電所の事故を踏まえた新規制の反映ですから、その部分についても審査の中でしっかりと再度見ていただくことにならうかと思っております。先ほどふれましたけれども、ドラム缶の中に詰めて固める材料をプラスチックの使用をやめると、これなども廃棄物の処理の一つの審査の一環でございます。

一方、ご指摘の点は、どこへ持っていくのかということだと思いますので、現状は、例えば燃料については再処理工場、あるいは低レベルの放射性廃棄物についても特に先般搬出しました黄色いドラム缶は青森県六ヶ所村のほうへ搬出するということになります。ただ、廃炉で発生いたします原子炉周りの比較的高い低レベルの放射性廃棄物の処分場は国内でまだ決まっておきませんので、こういったものも今後、当然1号機の問題あるいは2号機、3号機も含めて国との協議といたしましょうか当然認可対象になってまいります。

○長岡市長（会長） ありがとうございます。よろしいですか。

ほかに、ございませんか。はい、どうぞ、児玉委員。

○児玉委員 出雲青年会議所の児玉と申します。

私、今回から初めてなのでわからないところも多々あるのですが、先ほどのお話の中で、廃棄物の最終処理場が確実に決定しているわけではないという中で、1号機は廃炉にされました。2号機及び3号機それぞれ申請中でございます。これ、申請が通られたら2号機というのはこのまま再稼働されるおつもりですか。そして、3号機はどうされるおつもりなのかなというのをお聞きしたいです。

○長岡市長（会長） 長谷川副本部長。

○中国電力長谷川副本部長 2号機、3号機ともに、当社としては今後運転をしてみたいと思っております。といいますのが、現在、原子力発電所はとまっておりますけれども、停電も起きていないということでございまして、市民、お客様の中に原子力発電所は危険ですから原子力発電所がなくても電気は足りているのではないかとご指摘もたくさんございます。なぜ、2号機、3号機を動かすかということでございますけれども、本日は資料がないですけれども、実は、今お使いいただいている電気、この中国エリアではほとんどが火力発電所の電気を今、お使いいただいております。一方で、今日の天気は余りすっきりしませんけれども、大体今どきは、1割から2割ぐらいは太陽光の電気、日中は皆さんにお使いいただいております。既にそれ

ぐらい、今、自然エネルギー、再生可能エネルギーも伸びております。国の方針として、2030年にはこの再生可能エネルギーの発電量を大体2割、あとの2割が原子力、そしてあとを石炭火力、あるいはLNGこういったもので構成していこうという計画がございます。電源にはそれぞれ一長一短ございまして、特に原子力、これは価格、供給安定性についてはすぐれておりますが、何より危険性、福島第一原子力発電所の事故が起きましたので非常に皆さんご心配。再生可能エネルギーももちろんこれから伸ばしていく必要がございますけれども、何分、天候任せのところがございますので安定性に欠ける、さらには現状、まだまだコストが高い。そして石炭はCO₂の問題がございます。LNGもそうはいつでも供給力とか環境問題がございますので、大きくいいますと先ほどの4つの電源をベストミックスといたしまして、本当に適切な割合にしていくというのが我が国においては最も国民生活あるいは産業育成、こういった観点からも必要かと思っております。そんな意味でこの2基が動きますと、大体2割ぐらい、この中国エリアでは原子力が占めていくということになります。今は全くゼロでございますけれども、そういったことを含めて当社としてはこの2号機、3号機を早急に動かしてまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解を賜ればと思います。以上でございます。

○長岡市長（会長） 児玉委員。

○児玉委員 中国地方では島根原発ともう1基、山口に原発がございましてどうか。原発にかわるエネルギーというのも皆さん開発されていらっしゃるんですけど、原発に早急に代わるものがないというのは感覚ではわかります。

しかし、今、2号機、3号機、82万kWと137万kW、両方とも動かしていかないとバランスが悪いということであつたら、この中国5県の中で島根県の地域がそれを全部賄う形の計算はおかしいのでは。分散投資じゃないですけども、リスクを分散させるのに適していないのではないかなとは思っています。仮に稼働させるにも2基一片に動かすよりも1基だけ動かして様子を見られたほうが島根県としてもリスクは少

ないのかなと思います。私も出雲青年会議所といって青年団体に構成しているのですが、大抵私たちの年代だとまだ子供が小さかったりとかします。彼らの未来を考えたときに福島原発事故のようなことが起きたときのような大きなマイナス面が何十年もわたって、彼らの生活を苦しめます。手放しに原発稼働に賛成というのはなかなか言えないです。心配な部分がどこまでいってもあると思います。どんな対策をされたとしても心配事があると思うので、3号機を、今は未定と書いてありますけれども、それを2基同時に動かすことに対しては反対で1基だけならまだ仕方がない部分もあるかもしれませんが、3号機を新設されて2基同時に動かされるというのはリスク2倍かなと思って心配でございます。これは意見でございます。

○長岡市長（会長） 岩崎本部長。

○中国電力岩崎本部長 ご意見をいただきまして、ありがとうございます。先ほど、最初にございました山口県にも確かとおっしゃいましたのは、上関町に計画をしております上関原子力発電所でございますけれども、これはまだ計画段階でございまして、実は東北の大震災が起きたときに、敷地の造成工事を開始したところでございましてけれども、そこで現在作業を中断しているところでございます。

そして、次のご指摘でございますけれども、2号機はまだしも3号機も同時に動かすのはどうかというご指摘でございます。この件につきましては、島根県に確かに原子力発電所が2基、中国地方では2基という状況になりますけれども、中国地方全体でお考えをいただいたときに、それぞれの地域の特性あるいは事情、状況に応じてそれぞれの地域の役割として分担をすることが必要ではないかと思っております。

こちらで電気をつくって、それを工場のあるところに送って、そこで鉄をつくり、アルミをつくり、また自動車をつくり、あるいはセメントをつくり、そこでできたものをまたこちらの島根に持ってきて、そこで使っていただくという、それぞれの役割の分担をしていくことが必要ではないかと思っております。

もちろん、ご指摘のように原子力発電所、さまざまなメリットと同時に福島のような

な大きなリスクも課題としているというのは、私どもしっかりと認識をしております。決して同じような事故を二度と起こさないという強い決意で、今、さまざまな安全対策を追加で実施しております。以前に比べますと安全性が格段に向上してきていると思います。私ども、皆様方のさまざまなご指摘をいただきながら、安全確保、これを大前提にこの中国地方の電気を、エネルギーを安定的に安く、そして地球環境のこともしっかりと考えながら原子力発電所をしっかりと運営をさせていただきたいと考えております。どうぞご理解をいただきまして、よろしくお願い申し上げます。

○長岡市長（会長） はい、ほかにご意見、ご質問ございませんか。

それでは、ないようでございますので、続いて次第3の（3）、出雲市の原子力防災の取り組み状況について、防災安全課から説明があります。

○山崎防災安全課長 失礼いたします。防災安全課課長をしております山崎です。

私からは、お手元にお配りしております資料4、出雲市の原子力防災の取り組み状況につきまして説明をいたします。

それでは、1枚めくっていただきまして1ページ目をご覧ください。今年度の主な取り組み状況を時系列にまとめてございます。

掲載してあります事項につきまして2ページ目以降で詳しく説明いたします。では、2ページをご覧ください。

まず1点目でございます。出雲市原子力発電所環境安全対策協議会でございます。今年度は昨年の6月と今回の2回開催しております。6月の開催内容につきましては、市から3号機の新規制基準に係る適合性申請に伴う意見書提出の流れを説明しておりまして、中国電力からは3号機の適合性申請の内容につきまして説明を受けております。本日の会の内容につきましては記載のとおりでございます。

2点目、原子力安全顧問会議についてでございます。

2ページ目には、顧問の名簿等を掲載しております。1枚めくっていただきまして3ページ目をご覧ください。今年度は昨年の6月に顧問会議を開催しております。内

容につきましては、市から3号機の新規制基準に係る適合性申請に伴う意見書提出の流れを説明しておりまして、中国電力からは3号機の適合性申請と2号機の審査状況につきまして説明があったところでございます。

続いて3点目、3市によります中国電力への安全協定の申し入れについて説明をいたします。昨年7月4日出雲市、安来市、雲南市の3市長が広島市にあります中国電力本社に出向きまして、立地自治体と同様な協定を締結するよう申し入れを行っております。3市が提出した申し入れの内容につきましては7ページに申入れ書をご載せております。

続いて4点目、3号機の新規制基準に係る適合性申請に関する意見の提出について説明をいたします。昨年、5月22日に中国電力から国に対して申請を行いたいという報告を受けておりまして、7月17日に中国電力に対しまして市の意見を提出しております。意見の内容につきましては8ページから10ページにかけて掲載しております。

9ページをご覧ください。市としましては、申請については了解する旨と付帯意見が適切に反映されることを意見しております。特に、付帯意見1に記載しております、立地自治体と同様な安全協定の締結を強く要望をしております。

また、島根県からも意見照会がありましたので、8月7日に意見を提出しております。この内容につきましては、11ページから14ページに掲載しております。

12ページをご覧くださいませでしょうか。市としましては、申請については了解する旨と付帯意見が適切に反映されるよう県にも要望をしております。特に先ほどご説明をいたしました中国電力への要望のほか、13ページに記載しております、県に対しても7項目について意見しております。

ページ数戻りますけれども4ページに戻っていただけますでしょうか。

5点目の、島根原子力防災訓練（出雲市訓練）について説明をいたします。

今年度は10月26日に初動対応訓練といたしまして、市職員の参集訓練や情報伝

達訓練を行っております。今回初めての取り組みとしましては、観光客への伝達訓練の1つとして、市の担当課から観光協会のほうへ連絡訓練を行いまして、その手順等を確認しております。また、10月30日には住民避難訓練など実施してございまして、記載しております5地区の住民121人の方に参加をいただいております。今年度の避難訓練は地震との複合災害を想定した訓練としてございまして、本来の避難退域時検査場は使用できないとの想定のもと、イオンモール出雲の駐車場を代替場所として訓練を行っております。

またイオンに向かう避難経路の選定など、その対応訓練も実施してございます。

この避難訓練終了後にはイオンをそのまま会場にしまして学習会も開催したところでございます。

続いて6点目、1の原子力学習会について説明をいたします。

今年度は「放射線の基礎知識～知っておきたい放射線のはなし～」と題しまして、市の原子力安全顧問でもあり、岡山画像診断センター副院長の清先生に講演をいただいております。場所は市役所のくにびき大ホール、参加者は42名でございました。

続いて7点目、原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布の実施について説明いたします。

安定ヨウ素剤は一時集結所で配布することとしておりますけれども、避難の際に一時集結所での受け取りが困難である方につきましては、安定ヨウ素剤を事前に配布しております。ページを1枚めくっていただき5ページをご覧ください。今年度は12月6日の昼と夜の2回に分けて実施をしております。場所は平田文化館で49世帯168名分の安定ヨウ素剤を配布しております。なお、参考といたしまして⑤のところ、昨年度実施した結果も載せてございます。この中で昨年4月9日実施分として、38世帯142名分を掲載しておりますが、これは昨年の2月8日に実施したときが大雪の影響で来場困難な状況が生じておりましたので、再度4月9日に配布日を再設定いたしまして配布を実施したものでございます。

続いて、8点目、広島県内の自治体担当者に対する広域避難受け入れに関する説明会について説明をいたします。

これまでも広島県内の自治体担当者とは意見交換などを実施してきておりましたけれども、今年度につきましては1月10日に広島県内の広域避難先となる自治体に対して広域避難受け入れに係るガイドラインなどの説明を行っております。避難先の自治体で避難者の受け入れがスムーズに行ってもらえるよう、広域避難受け入れ計画の策定などの協力を依頼しております。なお、参加をいたしました機関などにつきましては(3)のところで記載してあるとおりでございます。

9点目の1号機の第2回定期検査実施に係る意見の提出について説明をいたします。

第2回の定期検査の実施の前に、中国電力に対して安全に実施するよう意見を提出しております。意見の提出日は2月7日でございます。この意見に対しまして、中国電力からは翌日の2月8日に安全に実施するとの回答をいただいているところでございます。意見書と回答書につきましては15ページと16ページに載せておりますのでご覧いただきたいと思います。

続きまして、6ページをご覧ください。10点目の安定ヨウ素剤の分散配備について説明をいたします。

安定ヨウ素剤につきましては、現在市役所本庁、平田、大社、斐川支所、UPZに所在します各コミュニティセンターに分散配備を進めております。現時点28地区で配備が終了しておりまして、残りは2地区となっております。説明は以上でございます。

○長岡市長（会長） それでは、ここでただいまの説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。景山委員さん。

○景山委員 新日本婦人の会出雲支部、景山と申します。

この資料では、出雲市が中国電力また県知事への申し入れ書が記されていまして、これまでこの協議会での意見を考慮いただいて住民のほうに沿った内容だと思ってお

ります。この申し入れにつきましては中国電力の方もしっかりと受けとめてくださっているものと思っております。

この9ページにあります付帯意見に関して質問と要望があります。この1につきまして、早期に立地自治体と同様な安全協定を締結するということは一市民として強く私も要望いたします。

それから2. にあります、再生可能エネルギーの活用に関してという意見が出されているのですが、この中国電力の方、この会の中あるいは公開の説明会の場所で原発だけではなくて再生可能エネルギーも進めていくということを幾度もおっしゃっておりまして、先ほど長谷川副本部長からもさまざまな電源を組み合わせるといった意見がありましたけれども、年々、住民の中には再生可能エネルギーを広めてほしいという思いは広がっていると思います。ですので、今、中国電力としてどのような企業努力をして、実際どのようにそれが進展しているのかということは非常に知りたいことの一つでありますので、できますればこういった資料をこの協議会などにお示しいただければと思うのですが、要望いたします。

○長岡市長（会長） 岩崎本部長。

○中国電力岩崎本部長 2点ほど、ご指摘、ご質問をいただいたと思っておりますけれども、最初の安全協定のお話でございますけれども、安全協定、立地の島根県・松江市そして出雲市を含む周辺自治体それぞれと安全協定を結ばせていただいております。この安全協定、全国の原子力立地の地域でそれぞれ協定を結ばれておりますけれども、その協定の内容につきましてはそれぞれの地域的な状況を反映しながら締結されているというふうに考えております。

また、特に周辺自治体との安全協定のあり方につきましては、現在、本当にさまざまな場で議論が重ねられているところがございますけれども、私ども、立地と周辺自治体と安全協定の文言は違いますけれども、実際の運用に当たっては同様に対応をさせていただいているところがございます。そうした中で、出雲市長初め島根県内の周

辺自治体3市長様からわざわざ私どもの広島本社にお出かけいただき、改めて安全協定についてお申し出をいただいたということにつきましては、本当にしっかりと受けとめておりまして、現在もしっかり社内で検討を重ねているところでございます。今後も、安全協定に基づく対応につきましては先ほど申し上げましたように、立地と同様にさせていただきますけれども、それと同時に、この安全協定のあり方について今後ともしっかりと議論をさせていただきたい、検討をさせていただきたいと思っております。どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

それからもう一つ、再生可能エネルギーに関するご指摘でございます。

再生可能エネルギーは使えるものはできるだけ使うべきであるというふうに私どもも考えております。しかしながら、その使用できる全体での割合というのはおのずと物理的な限界があるということもぜひご理解いただきたいと思います。そうした中で、私ども再生可能エネルギーをできるだけ使うためにさまざまな取り組みをしておりますけれども、現在、実際に太陽光発電を実施していらっしゃるのには私ども中国電力よりも一般のご家庭あるいは新しい新電力と呼ばれる会社の方が発電されているところが多いわけですが、私どもとしてもできるだけたくさん使えるような環境にしたいということで、例えば、この島根県の隠岐の島でございますけれども、隠岐の島は、実は島根県本土と電力のケーブルはつながっておりません。隠岐の島だけ単独でクローズしております。主にはディーゼル発電機で電気をお届けしておりますけれども、その中で今、再生可能エネルギーが隠岐の島でも増えてきております。そうすると、電気は使う量と発電する量を常に時々刻々一定に同時同量でコントロールする必要があります。大きく変動する再生可能エネルギーをディーゼル発電機で出力を調整するというのもやっておりますし、また最新鋭の蓄電池の実験もしています。大型の蓄電池を設置いたしまして、しかも2種類の蓄電池、バッテリーを組み合わせしております。大きな変動に対応できる、大きな容量の蓄電池、そして小さな細かい変動に対応できる動きの素早い蓄電池。こういうものを組み合わせたシステムを今試験

的に設置して、実証試験をしているところでございます。この試験装置につきましては、パンフレット、その他の資料もございますので、またお届けすることは可能でございます。

いずれにしましても、私ども再生可能エネルギーをしっかりと使っていけるように、今後ともいろいろと努力、工夫をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○長岡市長（会長） ほかに。どうぞ。村上さんから。

○村上委員 連合婦人会の村上でございます。

6 ページのところ、安定ヨウ素剤の分散配備ということがありまして、先ほどコミセンに安定ヨウ素剤の保管庫を設置するということなんですけど、それが支所ではない。なぜ支所ではなくてコミセンかということをお尋ねしたいです。

○山崎防災安全課長 防災安全課課長の山崎です。

本庁と支所にもございますので、それに加えてコミュニティセンターのほうにも分散で配備を進めておるところでございます。

○村上委員 どうしてコミセンに置くのかということを知っています。

○山崎防災安全課長 失礼いたしました。コミュニティセンターは一時集結所となりまして、そこで安定ヨウ素剤を配布するという計画でございますので、コミュニティセンターのほうに分散配備を進めておるところでございます。

○村上委員 私は今、出雲市のコミセンの運営委員をさせていただいていますけど、コミセンは今、人員の配置を減されているところですし、そういう市の職員でもない外郭団体の者ですけど、そういういろんなことを次々と簡単にコミセンの職員にさせよう、させようというその姿勢を疑いますので聞いています。

○山崎防災安全課長 ご質問ありがとうございます。配布につきましては、市の職員がコミュニティセンターに出向きまして、配布するということになっておりまして、配布は市の職員が行うということでございますので、コミュニティセンターの職員さ

んにつきましては、鍵の保管だとか、行ったときに保管庫を開けてもらうとか、そういったところはお手伝いいただきますけれども、配布については大丈夫というふうに思っております。

○村上委員　ありがとうございます。安心いたしました。というのは、コミセンではなくて支所も私は大社なんですけれども、4人、5人ぐらい人が減員というんですか、支所だって人数がとても減る、合併ってそういうことかなと思いますけど、そこへ次々といろいろなこと仕方ないですけど起こっている、そういうのも大変かなと思いますし、支所の体制も人員のことで仕方がないかと思えますけど、そういうふうに難儀をしながら、原発というか電気が必要ということで、市長にお伺いしますけど、協力するというか、いいだろうというお返事をなさっているんだろうと思いますけど、そうですね。私たちの意見もこうしていきながら、2号機の運転、そして3号機の運転も認めるという姿勢でございますよね。すみません。

○長岡市長（会長）　先ほどのお話の中で前段、支所の職員あるいはコミセンに余計な仕事というお話がございましたけれども、基本的には必要なこの原子力関係の防災対策については市職員が直接関わるということにしておりますので、それから支所はこの4月から行政センターに移行します。当然、支所と本庁での業務の見直し、今までやってきた事務、作業一つずつをどこにどういう形でやるかということをしきりと線引きをして、住民の皆さんにとっての最小限の行政サービスが提供できる部分を支所に担わせる。それ以外は本庁に集約しながらいざというとき、災害等が発生した際には市職員をきちっと配置するという考えでっておりますので、その点をご理解をいただきたいと思えます。

それから、原子力関連の市としての意見、いろいろな形で意見照会があったときに回答しておりますけれども、基本的にはこの会議の委員の皆さん、あるいは専門家の皆さんのご意見を伺いながら、またそれぞれの現在の状況等も勘案しながら、最終的に市議会の皆さんともしっかり相談して、市としての意見というのは出しているわけ

でございますけれども、何でもオーケーという話ではなくて、先ほど何枚かの資料にありますように、付帯意見を付して市民の安全安心というのを最優先で確保した上で、進めてもらいたいというのが基本的な考え方でございまして、国の政策として原子力発電というのを継続するという中でさまざまな要素も勘案しながら、最終的には市としての都度都度の判断をしているというところでございます。

特に、先ほどお話に出た、立地自治体と同様の安全協定という話は、何年、ずっと主張し続けていますが、なかなかそのレベルには至らない。内容的にはほぼ同等という話が先ほどございましたけれども、事前了解等の権限がないという。その他、立地自治体とは内容的に異なる部分もありましたので、しっかりと意見が言えるように、またその意見が反映できるようにというところを基本におきながら、今後も中国電力さんとはしっかりと話をしていきたいと思っておりますが、今ひとつ、基本的には今の安全協定等についても電気事業者と一自治体との紳士協定のようなものでございまして、これは日本の国として原子力政策を進めるということであれば、国がきちっと関与して、法的な制度の中でそういうシステムを是非つくってもらいたいという思いも持っているところでございます。その辺もまた国のほうにもしっかりと申し入れしていこうと思っているところです。

○村上委員　ありがとうございました。よろしく願いいたします。頑張っていたきたいです。以上です。

○長岡市長（会長）　続いて、川光委員。

○川光委員　2点質問します。

一つ目ですが、先日メモリアルウオークがありまして、平田の伊野地区の方が来られたのですが、ひとつ不安に思っていたらっしゃったのが、避難場所が確保してあるかどうか。その地域だけでもいっぱいなのに、自分たちが地区から来て、きちっと避難する場所があるのだろうかというところがはっきりとわかっておられなかったということです。

ちなみに、新しい体育館は避難場所として使えるかどうか。

3つ目ですけど、安全協定についてですけど、それは大事ですけど、その協定を締結するということはどなたが判断されるかをお聞きしたいです。

○山崎防災安全課長 失礼いたします。

まず伊野地区の方ということで、避難場所につきましては大社の荒木地区になっております。避難所につきましては確保できておりますので、そのこのところはそのときになりましたらご案内もいたしますし、今後その資料等で啓発等していく予定はしております。

それから、新しい体育館につきましては、避難場所になるかと言われますと、原子力災害につきましては30キロ圏内ですので、直接的には避難場所にはなり得ないと、自然災害等では当然使える避難場所ということにはなるかと思っております。

○持田防災安全担当部長 安全協定につきましては、現在、先ほど市長も申しましたけれども、中国電力のほうに昨年の7月4日に中国電力本社に行きまして、4回目になりますけれども申し入れをしております。以前の安全協定への回答につきましては、中国電力から引き続き協議をさせていただきたいという回答を過去3回いただいております。現在、協議をしておりましてけれども、なかなか前に進まないということで、昨年の7月4日に再度というか4回目の申し入れをして、現在は中国電力におかれましては、今までどおりの協議を続けていきたいという回答では、我々もなかなか今までと同等のような回答ではだめですと、市長も強く申しておりますので、現在、先ほど本部長さんがおっしゃったように、検討していただいているということで、内容は、3市合同で申し入れをしておりますので、3市の市長が内容もある程度打診があらうかと思っておりますので、そういったところのお話を聞いて、新たな協定を結ぶ必要があるのかどうなのかどうなのかというものは、市長が判断をしていくというふうに考えております。

○川光委員 ありがとうございます。

○長岡市長（会長） ほかにございませんか。倉塚委員。

○倉塚委員 出雲すこやか会の倉塚と申します。

先ほど、児玉委員がまだ小さい子供さんをお持ちですごく心配なさっていることをお聞きして、その上の世代として原発を許してきてしまったことについても本当に申しわけないというふうに今、胸が痛いです。

上関原発の話も出ましたが、そこでは対岸の祝島というところがありまして、その漁師の配偶者の方々が激しい反対運動をしておられて、本当にそれぐらい私たちもしなければならなかったと今振り返って思います。

何回もこの席で言うようですが、2011年のあの事故が起こるまで、政府も電力会社も東大の教授も原発は四重にも五重にも守られているから、万一何かあっても格納容器は決して壊れないと言ってきました。私も松江で何回も聞きました。しかし、私たち出雲すこやか会は別に反原発のそういう団体なわけでもないですけれども、ふだんは食べ物の共同購入とか子供や困難を抱える若者の中間就労の場を提供するという活動をしているのですけれども、1986年にチェルノブイリの事故が起き、反原発の機運が高まる中で専門家の方々がわかりやすい本をたくさん書いておられると知り、それを読み、またそういう専門家の方々を講師として呼び、招いて講演会など開催するなどして、原発への疑念を深めていました。

先日、松江市に小泉元総理大臣が来られて講演をされました。ご自身が3.11以降、私たちのように勉強をして、反原発の考えを持つようになったと言われております。これを聞いて背筋が凍るような思いをしたのは私だけではなかったと思います。国民の安心・安全を一番に考えなければならない総理大臣が、ちょっと本を読めばわかることをわかっていなかったのですから。前回の会議で今、松江にある使用済燃料をより安全な乾式貯蔵で貯蔵してくださいということを中電さんをお願いしたところ、有効としながらも国の方針なので、今のところは検討していないとの答えをいただきました。中電さんは従う立場ということですよ。今、市長さんもそういうことをお

っしやいました、国の方針に従う形。その国の方針の最終決定をするのはこの日本では総理大臣です。少しさかのぼって2006年の12月、衆議院議長宛てに巨大地震の発生に伴う安全機能の装置など原発の危険から国民の安全を守ることにに関する質問。

○長岡市長（会長） 倉塚委員さん、簡潔にお願いできますか。時間も迫っております。

○倉塚委員 もう終わります。その質問に対して、当時の安倍総理大臣は別に津波対策もする必要がないということで、対策するチャンスが本当はあったのにされなく事故が起きました。この間のNHKのテレビでも福島だけで震災関連の関連死が増えているとか、またフラッシュフォワードという過去のトラウマだけでなく未来がないということへの不安を福島の方たちが持つておられるということを知りました。私たちは子供たちに、もうこれ以上こんな思いをさせたくないと思って私も必死にこの会議に参加してきました。どうか若い人たちや私たちの思いを踏みつぶさないで、しっかり判断していただきたいと思います。よろしく申し上げます。回答は要りません。

○長岡市長（会長） はい。

○有田委員 最後、発言させていただきます、有田です。

実は、私、本日の会合に向けて防災安全課のほうにお願いをしたことがありました。そのことについて、本日はデータもいただきましたのでそのお礼と合わせて発言をさせていただきますと思いますが、私は湖陵に住んでいますけれども、先日ラピタの近くで買い物をしておりましたら、広大な土地で工事をしていました。後々行ってみますと、そこに太陽光パネルが一面敷き詰められていました。広大なところに太陽光パネルが要るのだなと思って、できれば出雲市のほうにこの周辺でどのような再生可能エネルギーが普及しているのかということをお尋ねしましたら、きちっとデータをもとに回答をいただきました。ありがとうございました。

2011年3月11日に事故が起こって以降ですね、太陽光パネル、風力発電そういった再生可能エネルギーがかなり普及をしているんですね。民間のところでも平成

24年の11月以降に51件というふうに、一番大きいのでは2.4メガですか、大きな太陽光パネルもありますし、最後にまとめてあるところに総電力は6万7,000世帯分の電力が賄えるだけの発電能力があるというふうにご報告をいただいています。これは、太陽光ですから天気が悪かったり、風が吹いたりこうした状況ではそこまでいかないかもしれませんが、県民の皆さん、市民の皆さんは事故以降、自然エネルギーに転換していくべきだという意思がすごく強いと思います。そういう意味で市長のほうの意見というのもありましたけれども、これは行政のまたはそういった関係者だけの意見ということではなくて、住民の意見も含めて安全協定なり今後の原発のあり方というのが求められているかなと思います。

先ほど、倉塚委員のほうから小泉総理の講演の話をされましたけれども、県民連絡会のほうでは2月16日に県民会館の大ホールと2つのホールでやりました。2,100名の方が参加をされて大成功したと思っていますけれども、その中でも小泉総理は在任中、絶対安全だということで推進してきたけれども、事故が起こって改めて、本当に国の国民の命を守るためには原発というのはあってはならないというふうな発言をされています。そういう意味で、安全エネルギーを求めたそういう考え方を進めていく必要があるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○長岡市長（会長） はい。ありがとうございました。

○倉塚委員 いいですか。

○長岡市長（会長） 短めに。

○倉塚委員 これは要望ですけども、一応今再処理工場は稼働することが前提で、使用済燃料の話をされていると思いますけれども、それでしたら、今再処理工場がどんなふうになっているかっていう現状もやっぱりここでだしていただきたいというふうに思いますので、次回出来たらよろしく願いします。

○長岡市長（会長） はい。ありがとうございました。活発な議論をありがとうございました。再生可能エネルギーの話が再三出ておりますけども、この出雲市におい

ては合併以前からそれぞれの自治体ごとに再生可能エネルギーに取り組んできておりまして、風力発電太陽光発電、様々な取り組みをしていった、その当時全国でも風力発電所としては最大の発電量を誇るような発電を十数年前にすでに実施しておりますし、多伎町においては早くから取り組みをなさっております。太陽光についても様々なかたちで市も積極的に関わりながら取り組んでいるところでございます。おそらく県内では再生可能エネルギーの先駆としても最高だと思えますし、取り組んでいらっしゃる事業所と申しますか発電会社も多く、箇所数についてもおそらくNo.1だろうと思えます。いずれにしてもそういった再生可能エネルギーへの取り組みもしながら、今後の日本全体のエネルギー政策というものをしっかりと見極めていきたい。なおかつ、先ほどからもありますように、市民の安心安全を確保、それを最優先に取り組むというのが、私共の考え方でございますので、またご理解ご協力をよろしく願いを申し上げまして、議長の職を降ろさせていただきます。

○山崎防災安全課長　　はい。ありがとうございます。事務局から一点程報告がございます。もう皆さんご存知かもしれませんが、来年度から、市の機構改革に伴いまして総務部防災安全課から、防災安全部の防災安全課へと組織が変わります。また防災安全課の中に、原子力防災室という内室を設けまして、今後は原子力防災に関しましては、この内室を中心に対処・取組みをしていくこととなっております。また、この組織改編に伴いまして、今の設置要綱につきましても総務部という記載がございましたけど、そこも改正等してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○持田防災安全担当部長　　それでは以上をもちまして、第9回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりまして、大変どうもありがとうございました。